

平成28年宇治田原町議会運営委員会

平成28年12月19日

午前10時開議

議事日程

- 日程第1 平成28年第4回(12月)定例会について  
①意見書について  
②議事日程(第3号)について
- 日程第2 平成29年第1回(3月)定例会日程(予定)について
- 日程第3 その他

1. 出席委員

委員長	2番	松本健治	委員
副委員長	1番	谷口重和	委員
	3番	垣内秋弘	委員
	10番	今西久美子	委員
	11番	谷口整	委員
	12番	田中修	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	田中雅和君
総務部長	久野村観光君
企画財政課長	奥谷明君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	村山和弘君
庶務係長	岡崎貴子君

開 会 午前10時00分

○委員長（松本健治） 皆さん、おはようございます。

本日は、議会運営委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご多忙のところご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本日の委員会は、平成28年第4回定例会における議会運営につきまして、お手元に配付をいたしております会議日程によりご協議をお願いいたします。

ここで、副町長からご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（田中雅和） おはようございます。

師走も後半になり、先週後半から寒さも厳しくなってきました。皆様におかれましては、ご健勝にてご活躍のことと存じます。委員各位には、平素から宇治田原町行政の推進に何かとご理解とご尽力をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日は、公私とも大変お忙しいところ、ご参集いただき、松本委員長、谷口副委員長のもと議会運営委員会を開催いただき、ありがとうございます。

本定例会におきましては、表彰関係1件につきましては開会日にご議決いただき、補正予算関係、条例関係、一般議案につきましては委員会において審査、可決をいただいているところであり、ありがとうございます。あすの本会議におきましても人事関係の議案を含めご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、自治功労者表彰につきましては、開会前に議場においてとり行いたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。また、本会議終了後の全員協議会におきましては、建設工事の請負契約状況について報告をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

簡単でございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（松本健治） ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

日程第1、平成28年第4回（12月）定例会についてを議題といたします。

意見書についてでございます。

お手元に配付いたしております建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書（案）につきまして、12月7日に請願第1号、建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願が提出され、総務建設常任委員会に付託されました。12月14日に総務建設常任委員会において審

査された結果、採択すべきものと決しましたことから、総務建設常任委員会委員長名で意見書が提出されたものでございます。この意見書の取り扱いにつきましては、明日20日、再開日に提案理由の説明をいただき、質疑、討論、採決という運びで進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) では、なしということでございます。そのような取り扱いといたします。

次に、議事日程(第3号)についてでございます。事務局から説明願います。

○事務局長(村山和弘) それでは、お手元に配付させていただいております平成28年第4回宇治田原町議会定例会議事日程(第3号)につきまして、ご説明させていただきます。

平成28年12月20日火曜日、午前10時が開議でございます。

まず、日程第1、議案第67号、宇治田原町公平委員会委員の選任及び日程第2、議案第68号、宇治田原町教育委員会委員の任命につきましては、それぞれ1件ずつ、質疑、討論、採決と進めていただきたいというふうに思います。

次に、日程第3から日程第7、議案第59号、第62号、第64号、第65号、第66号までの5議案につきましては、総務建設常任委員会へ付託を行っておりますことから、垣内委員長より委員長報告後、一括して委員長報告に対する質疑を行っていただきまして、その後、議案第59号から順に各議案1件ずつに討論、採決を予定させていただいております。

なお、議案第62号、税条例の改正につきましては山本議員より、議案第66号の税機構の規約につきましては今西議員より、反対討論の申し出がございましたので、この2議案につきましては討論の後、採決といたします。

次に、日程第8、議案第63号、宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、文教厚生常任委員会へ付託を行っておりますことから、谷口整委員長より委員長報告後、委員長報告に対する質疑を行っていただきまして、その後、本件に対する討論、採決を予定させていただいております。本議案につきましては討論の申し出はございません。

続きまして、日程第9から日程第15までの7議案につきましては、補正予算特別委員会に付託となっておりますので、補正予算特別委員会の山内委員長より各議案についての委員長報告をしていただくことになっております。その後、この7議案につきまし

て、一括して委員長報告に対する質疑をしていただくこととなります。その後、日程第9から日程第15の議案第54号から第58号までの補正予算と第60号と第61号の条例改正につきましては、これも1件ずつ討論、採決という形で進めていきたいというふうに考えております。

なお、第54号の一般会計補正予算につきましては、今西議員から反対討論、谷口整議員から賛成討論の申し出がございましたので、反対討論、賛成討論、採決という形で進めてさせていただきたいというふうに考えております。また、議案第61号、議員報酬の関係の条例改正につきましては、今西議員から反対討論の申し出がございましたので、これにつきましても討論の後、採決というふうに移っていきたくと考えております。

次に、日程第16、請願第1号、建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願につきましては、総務建設常任委員会へ付託を行っておりますことから、これも垣内委員長より委員長報告後、委員長報告に対する質疑を行っていただきまして、その後、本件に対する討論、採決を予定させていただいております。

続きまして、日程第17、意見書第3号につきましては、建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書（案）についてでございますけれども、先ほど松本委員長のほうからご説明がありましたように、提出者であります総務建設常任委員会の垣内委員長より提案理由の説明を求めた後、質疑、討論、採決という運びを予定しているところでございます。

次に、日程第18、発委第1号、新名神高速道路建設に関する特別委員会の設置についての決議（案）につきましては、さきの開会日の議員協議会におきまして、設置する旨、確認していただいたところでございますので、議会運営委員会の松本委員長より提案理由の説明をいただきまして、質疑、討論、採決を予定しております。その後、設置されますと、暫時休憩をいたしまして、委員会室のほうで正副委員長の選任をしていただくという形を予定しております。その後、また本会議場のほうに戻っていただきまして、再開後、日程第19、最後になりますけれども、閉会中の継続調査の申し出ということで、従来どおり議会運営委員会、総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会、それと今回新しく設置いただきました新庁舎建設調査検討特別委員会と広報編集委員会からの継続調査の申し出を提出していただく予定をしておりますので、日程として上げさせていただきます。

ただ、ちょっとご相談申し上げたいんですけれども、あす設置を予定しております新

名神高速道路建設に関する特別委員会について、同じく継続調査の申し出を提出するならば、委員長が決定した後、資料の作成をさせていただいて提出するということとなりますので、とりあえず事前に本会議場に各委員長から出てきたやつを全部置かせていただくんですけども、ただ、そのとき委員長は決まっていますので、この場で委員長を決めていただいて、その委員長からまたそれを出していただくということになりますと、もちろんちょっとお時間をいただいてということになります。ただ、閉会中の継続というのをする必要はあるかというところとちょっとあれですけども、3月定例会までに新名神の特別委員会が開催される予定がございませんので、閉会中の申し出をするかどうかというふうなところでもできましたらご議論いただいて、出すか出さへんか。出すのであれば、ちょっとお時間をいただいてすぐにつくりますので、出すと。それか、もう次、今のところ予定がないので、閉会中の申し出はいいんと違うかということであれば、もうそのままかせていただこうかなというふうには考えているところでございます。

すみません、ちょっと中途半端に意見を求めるような形になりましたけれども、以上でございます。

○委員長（松本健治） ありがとうございます。

今、一番最後の部分については、ちょっとまた意見をお聞きしますが、それまでの部分について、よろしいでしょうか。ご説明ありましたけれども、質疑ございましたらご発言をお願いしたいというふうに思います。どうぞ、谷口委員。

○委員（谷口 整） ちょっと日程の確認なんですけれども、先ほど自治功勞の表彰がという話があったんですけども、それはどこに入ってくるんですか。

○事務局長（村山和弘） 正式な日程には入れておりませんので、一応、あした、実はちょっともう、その前からお話ししますと、9時半から大会議室のほうで11月14日をもって退任されました6名の議員さんに感謝状の贈呈式が予定されております。この感謝状は町長からされまして、議会議長のほうからも記念品を贈呈するというふうな形を考えておりまして、9時半からおよそ10時ぐらいまで。6人さんいらっしゃって、1人ご欠席というふうには聞いているんですけども、ちょっと時間がかかるかなと思っているんですけども、一応10時までには終わりますと、10時から開会前に自治功勞者の表彰を行いまして、前回4年前ですと、10時開議としていますけれども、10時10分ぐらいに開会されるというふうに予定しております。

○委員長（松本健治） 谷口委員、どうぞ。

○委員（谷口 整） はい、それで結構です。

○委員長（松本健治） 他にございませんか。

今、最後にありました新名神の継続調査の申し出に関することですが、一応、新委員、委員長、副委員長を決定次第ですが、余り時間はかからないですよ。

○事務局長（村山和弘） かからないと思います。

○委員長（松本健治） また改めてというのも何ですから、一応、若干の時間をおいて確認してから、もう出しておいたらどうかなと思うんですけども。

○事務局長（村山和弘） じゃ、それも含めて、ちょっと時間をいただいて、委員長名を入れて、それも含めて。ですので、議運・総建・文厚・広報、庁舎と新名神と6つの継続調査を出させていただくということでさせていただきます。

○委員長（松本健治） そうですね。それでお願いをしたいと思います。

ほか、よろしゅうございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） ないですか。それでは、ないようでございますので、これを了承願ったものといたします。

以上、日程第1、第4回（12月）定例会については、これで終了いたします。

日程第2でございます。平成29年第1回（3月）定例会日程（予定）を議題といたします。

先に私のほうからご提案をさせていただきます。

それでは、縦長の日程の表をご参照いただきたいと思います。本会議と委員会というふうに各日にちがずっと分かれておりますが、この中で、まず最初に3月3日が定例会の開会、10時からを予定としたいと思います。それに伴いまして、議会運営委員会を2月24日金曜日でございますが、10時に設定をさせていただくというのが右側の欄でございます。2月27日に一般質問の受付を8時半から17時ということで行います。その後、3日に定例会の開会とともに全員協議会を散会後に開くという形に設定をさせていただきたい。それから、8日でございますが、一般質問の再開日で10時からということでございます。予備日をその明くる日の9日に設定をいたします。10時からでございます。10日の金曜日、委員会の欄をご参照いただきたいと思います。補正予算特別委員会、10時からということでございます。それから、13日は総務建設常任委員会、10時からということでございます。それから、本会議の再開日を15日に設定いたします。文教厚生常任委員会は、その後、開催を予定いたします。それから、16日、予算特別委員会でございます。これは10時から、総務部、それから健康福祉

部という対象になろうかと思えます。それから、21日に予算特別委員会で10時からを設定しますが、この日は建設事業部、教育委員会という形になろうかと思えます。それから、22日は予算特別委員会で現地審査ということでございます。23日の10時は総括ということでございます。終了後、補正予算の特別委員会ということでございます。その後、27日、月曜日でございますが、議会運営委員会、10時からを予定いたします。ちょっと飛ばしますが、29日が再開日、閉会の予定日でございますが、10時。それで、全員協議会、その後、広報編集委員会、それから全協、全協が終わった後、広報編集委員会という形で開催をしたいと思えます。

それ以外の卒業式だとか、それから、ことぶき大学の修了式、それから城南衛生管理組合の定例会をその間に挟んでおりますけれども、それについてはご参集をいただくということにしたいと思えます。

したがって、会期は3月3日から29日ということで、27日間の会期ということになります。

ただいま提案いたしました日程について、質疑等がございましたらご発言を願いたいというふうに思えます。いかがでしょうか。よろしいですか。どうぞ、谷口整委員。

○委員（谷口 整） 日程ではないんですけれども、日程に関連して、補正の特別委員会、恐らくまた3月補正が出てくるという前提で、これが上がっているんだと思うんですけれども。今、特別委員会が、今度、名神の特別委員会を入れますと現時点で4つ。それで、予算特別委員会、決算なりが入ってくる中で、多いのがだめだとは申しませんが、補正予算の特別委員会、今回、この12月は年度途中でしたので、まあまあ私も仕方がなく賛成しましたけれども、できるものなら予算特別委員会の中で補正予算なんかも審査をするような流れに次の予算特別委員会からしてもらいたいという、私の持論なんですけれども、それがありますんで、そのことを議論していただくとするならば、もう次の議運となれば2月24日までないと思うんですけれども、ちょっと次の議運で、そのあたりの皆さんの思いなんかも確認をしていただきたいなど。あえて予算委員会を通年開くようにしておけば、その中で補正予算も審査していけるということになるんじゃないかなというふうに思っておりますんで、これは私の意見として、また次回にそのことを取り上げていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。以上です。

○委員長（松本健治） 今、谷口整委員からございましたけれども、補正予算の特別委員会について、前回もちょっと提起されていた内容ですが、改めて2月24日の議運のときに議論してもらってもいいということなんですけど、ちょっと前段で、この機会に提案

に対する皆さん方のご意向をお聞きしたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。今西委員。

○委員（今西久美子） ちょっと私はイメージが湧かないんですけども、例えば3月は毎回、補正予算と予算特別委員会、新年度予算が出てきますけれども、そういう場合は予算特別委員会の中でも補正もやるということですか。補正だけの予算特別委員会を開いて新年度予算については別個にやるというイメージなんですか。

○委員長（松本健治） 谷口委員。

○委員（谷口 整） まず、予算特別委員会を1年間設置するという事は、当然、3月の新年度の予算を審査するときに前年の補正予算も出てきますわね。だから、今言われたように、途中で切って分けてやるのか、ちょっと手法的なことは別としまして、前年度の補正予算と新年度の予算を予算委員会の中で審査をするのがいいのかなと。ただ、今年度は、もう既にことしの補正予算の特別委員会がつくられていますんで、それはもう別途切り離して、ことしのところは補正予算の特別委員会と予算委員会があって、新年度以降、補正予算については、3月で設置をされます予算委員会が1年間継続して補正予算も審査をしていくと。そんなイメージで申し上げたんですけども、細かい実務的なことまで今きちっとお答えはできないのかもしれませんが、イメージでいえば、そういう感じで思っていますけれども。

○委員長（松本健治） 事務局は、何かこの件で、他の状況とかはどうでしょう。

○事務局長（村山和弘） 他の状況ですか。

○委員長（松本健治） はい。

○事務局長（村山和弘） 確かに、補正予算特別委員会というのを設置されている団体というのは極めて少ないと思います、全国的に見ましても。予算特別委員会というのを特別委員会で設置されているところもありますし、予算委員会として設置されていて、まあ言ったら常任委員会化というふうな形で設置されているところもございます。例えば、精華町なんかでいきますと、総務系の委員会があって、多分あそこは、うちで言う常任委員会が3つありまして、それに予算委員会というのもありますので。ただ、委員会ですので、全員入られないんです、そうなりますと。うちは予算特別委員会も補正予算特別委員会も全議員さんが入っていただいているんですけども。例えば、4つあるので1人が2個に入らばというふうな形をとられています。ですので、予算委員会というのを設置していただこうとすると、委員会条例を改正とかいうふうなことも出てきますので、今すぐにどういうということもなかなか難しいかとは思いますが。

ただ、最初に申し上げましたけれども、補正予算特別委員会というのを設置されて、それだけやられているというのは、京都府の町村の中ではないですし、多分珍しいとは思いますが、全国的に補正予算特別委員会で検索しても、なかなか出てこなくて、どこか1個だけ出てきましたけれども、そんな状況やと思います。

○委員長（松本健治） 他の委員。はい、垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 以前は所管の部署でいろいろ補正予算をやっていたと。そうなりますと担当外のところの内容とかもわかりにくいという部分もありまして、補正予算特別委員会を設置したという経過もあるわけですが、今、谷口委員がおっしゃっている予算特別とセットでやるとなれば、全員がそこへ入るんで、特段問題はないのかなという感じはいたします。全員でやるということに多少意義があるのかなというふうに思います。

○委員長（松本健治） ほか、どうでしょう。今西委員、どうぞ。

○委員（今西久美子） 予算特別委員会を通年でやるということについては、特に何も手続等は問題ないんですか。

○委員長（松本健治） どうでしょうかね、事務局。

○委員（今西久美子） 必要な手続があれば、やればよいと思うんですけれども。

○事務局長（村山和弘） 問題ないと思います。

○委員長（松本健治） 条例的な面も……。

○事務局長（村山和弘） 大丈夫です。委員会条例には特別委員会ということをやっているだけで、特別委員会の名前が別に入っているわけでもないですので、今回、新名神も新庁舎も設置いただきましたけれども、それは問題ないです。常任委員会化することになりますと、常任委員会は2つというふうになっていますので、そこはちょっと問題が出てくるとは思いますけれども。

○委員長（松本健治） それと、ちょっと確認ですが、行政サイドのほうは特にないですか。今、議論している内容について、問題はございませんか。副町長、どうぞ。

○副町長（田中雅和） 特に問題があるとは思いませんけれども。

○委員長（松本健治） わかりました。

それでは、きょうは前議論といいますか、協議といいますか、そういうような位置づけで今ちょっとご意見を頂戴しました。具体的には、また2月24日に、新年度に向けてどうするかという議論をしたいと。それまでに、いろいろもう一度、情報の収集なり確認なりを行いまして方向性を決めたいというふうに思います。

ただ、今の雰囲気ですと、ほぼ委員サイドのほうも、それから行政サイドのほうも特

に問題ないだろうということですが、ちょっとそういう調整をしたいというふうに思います。改めて、2月24日に議運で諮りたいというふうに思います。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) それじゃ、そういう方向で確認したいと思います。

それでは、特にその他はよろしいですか。どうぞ、今西委員。

○委員(今西久美子) 日程第3でいいんですか、今。

○委員長(松本健治) 第3じゃなくて、議会の3月の、特に……

○委員(今西久美子) いいです。

○委員長(松本健治) それでは、ここまでの内容についてご了承願って、3月の議会運営委員会で正式決定したいというふうに思います。

それでは、日程第3、その他、この際、何かございましたらご発言を願いたいと思います。今西委員。

○委員(今西久美子) これまで、議会改革の一環ということで議員間の自由討議というのを試行的に実施されてきたんです。その中で、例えば9月の決算委員会で附帯意見が出てきたというような経過もあるんですけども、試行的にやられていたということで、今後どうしていくかをちょっと議論したほうがいいかなと思うんです。

○委員長(松本健治) この件については、後ほど、また議会報告会の関係も含めて、ちょっと議論をさせていただきたいなというふうに思っていて、自由討議についてもその中で討議をさせていただきますので、ちょっとお待ちいただけますか。谷口委員。

○委員(谷口 整) 先般の文教厚生常任委員会の中で、いろいろ日程がありまして、その他の項目で今西委員のほうからいろいろお尋ねがあったんですが、私は委員長として整理をさせていただいたんですけども、日程外のことですけれども、いろいろ聞かれると、町当局側もそんなに準備のできていないことなり、また、状況によっては答えられる件もあるかもしれませんが、その他の扱いについて、ちょっと私も疑義があったんで、きょう、この議運の中で一定考え方の整理をしていただきたいと思います。と申しますのは、今言いましたように、やはり日程で上げて報告等をしていただいていますので、確認したいことなりがあれば日程の中に上げるべきじゃないかなというふうに思っています。それで、委員長と当局といろいろ相談をして日程を決めたりしているんですけども、当然、各常任委員会の委員さんのほうも、今回これが聞きたい、あれを報告してほしいという件が、いろいろ思いがあると思いますので、それは事前に委員長もしくは事務局のほうに、何日か日を決めておいて、何日までに、あれば案件を

上げていただく。それについて報告をしてもらうという流れでいくべきじゃないかなと思っております。

ただし、その他というのは当然のことながら項目として残しておいて、例えば、その後、緊急の何か事件等が起こった場合、それはその他で報告を当然してもらうべきでしょうし、また委員さんのほうから、今回はこんなことを取り上げたらどうかとか、そういう時間も必要だというふうに思いますんで、ちょっとその他の考え方について一定整理したいなというふうに思っております。今回、今これをご提案申し上げた次第です。

○委員長（松本健治） 先般、文教の常任委員会で、その件を委員長としてちょっと整理されたというふうに思います。私も傍聴をさせていただいている中で、お聞きはしたんですが、その他自体はやはり必要だろうというふうに思いますんで、内容にもよりますので、それについては、今その他の項は必要だということは谷口委員もおっしゃっているとおりですので、それ以外の部分について、あらかじめ言える部分については、当局のほうも調査して資料を準備されたりする内容もございますので、そういう提起だということですね。

○委員（谷口 整） そうです。

○委員長（松本健治） どうでしょうか。今提案されているのは、常任委員会の前の日までということですか。

○委員（谷口 整） 前の日ですと、それはちょっと余りにも準備もできませんし。たしか1週間前に正副委員長のレクチャーの時間がありますよね。ですので、それまでに案件を上げていただければ、当局側とのすり合わせもできますし。ただ、先ほど申しましたように、その後いろんな事件なり事故なりの緊急の件は、これはもう別途、当然やっていたかなければならんと思いますので、一般的な部分については1週間前ぐらいのスケジュールでどうかなというふうに思っています。

○委員長（松本健治） 一応、原則ということですね。

ほか、どうでしょうか。今、谷口整委員の出された内容について。どうぞ、今西委員。

○委員（今西久美子） 確かにおっしゃるように、いきなり聞いても資料がないとか、当然のことやと思うんですけども、それで後日資料をみたいな話になると、そこでもう議論ができない、質疑もできないということになってしまいますので、事前に通告という形にしたほうが、資料もきっちり準備がしていただけるだろうし、その中での質疑も生かせるかなというふうに思います。

○委員長（松本健治） ほか、よろしいですか。

それでは、原則的に、この間の事例から出てきた内容ではありますけれども、一応前向きに捉えて、スムーズに対応できるようにというご意見でもございますので、議運として一応その内容については確認をしたいと思うんですが、よろしゅうございますか。今西委員、どうぞ。

○委員（今西久美子） 今おっしゃっているのは、常任委員会に限るということですね。そうことですよ。予算特別委員会とか、その他ってないもんね。

○委員長（松本健治） 谷口委員、どうぞ。

○委員（谷口 整） 一般質問以外は通告制じゃないんで、それは何を聞いてもいいと思うんですけども、日程的に案件として上げる部分をイメージして言うたんで、ほかにあるのかどうか、ちょっとようわかりませんが、イメージでいえば、やはりできるだけ聞く以上はきちっと答えてもらわないかん、また、それなりの準備もしてもらいたいという思いで言うたまでなんで、もしほかにかわりのあるようなものがあるとするならば、ちょっとそこはようわからんのですけれども。

○委員長（松本健治） 多分ちょうど間になるような部分って結構あると思うんですよ、こいつはどっちが判断するのやというものが。だから、びしっと決めても取り決めは確認できないなという部分がありますので、その辺は、やや状況を見ながらやったらええなと思うんです。基本的な部分というのはそんなことで、一応、委員会のレクチャーのときまでにという、そういう原則論でいきたいなと思うんです。どうぞ。

○委員（谷口 整） イメージでいえば、先ほど言いましたことなんでね。要は、スムーズな議会のやりとりができるということが大前提ですので、そこはケース・バイ・ケースで、これは絶対あかんとか、がんじがらめに言うつもりもありませんし、逆に言えば、そんな目立たへんことかもしれないけれども、これも議会改革の一つかなと。地味ではありますけれども、そんな思いをしておりますので、少しでもかみ合う議論をしたいということが前提です。以上です。

○委員長（松本健治） じゃ、よろしいですか、今の件は。

その他、どうですか。谷口委員。

○委員（谷口 整） もう一点、これも先般の文教厚生常任委員会で、教育委員会の審査のときに、副町長と教育長の関係、これがちょっと私もびんときいひん部分があったんで、組織的には町長部局と教育委員会部局、これはもう当然別個のものなんで、その中で責任者が二人おられて審査をするということについて、ちょっと違和感を覚えたんで、そのあたりの出ていただくなら出ていただくきちとした根拠、また逆に出ていただく

なければいいんやったらいいんで、そのなぜ要らないんやというあたりの整理をちょっとしてほしいなど。これは町当局側に求めているんですけども、このあたりはやはり根本的なことだと思いますんで。これも経過等があつて、これは推測ですけども、町のほうが気を使われて副町長がおられるのかなというふうには思うんですけども、本来、副町長、すなわち町長の権限は、教育委員会に関してはそんなにありませんし、大半が教育長の権限で執行していくべきなので、その整理を一定してもらいたいということがあります。以上です。

○委員長（松本健治） これも、この前の特別委員会の中で提起された内容だと思うんですけども、ございますか、何か。よろしいですか。

（「常任委員会」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） 常任委員会が出された内容です。

いや、経過とか、あのときの答弁では非常に曖昧だったんです。だから、その内容について、改めてどうですかということです。副町長。

○副町長（田中雅和） 今の私の件ですけども、今まで、前回もですけども、副町長も教育長と同席させてもらっている、これはもう事実でございます。これにつきましては、従来から、いわゆる出席要求、理事者とか、そういうような議論の中で、やはり両方出るのがいいんじゃないかという中で決められるというか、それですつとやってきたわけですけども、今般、特に教育長の選任につきましても、一昨年ですか、いわゆる教育委員会の中だけで選ばれるんじゃなくて議会でも議決された、そういった形も内容も変わってきている。そういう中も踏まえまして、この前も文教厚生委員会の中でも出ておりましたように、両方出るのは必要ではないのではないかというご意見、ごもつともだというふうには思っております。それで、今般、議会さんのほうともご相談させていただく中で、そちらのほうで副町長なしで教育長だけだというようなご議論と申しますか、そのようになるのであれば、私どもとしては、特にそれに対して、だめだといえますか、それにつきましては何ら異論もないところでございますけれども。

○委員長（松本健治） 他の委員の皆さん、どうですか。今西委員。

○委員（今西久美子） これまでの経過ですけども、特に教育委員会の審議の中で、二人とも出てもらおうとか、どっちかだけでいいんと違うかみたいな議論は、一切なかったと思うんです。今までと同じように出ておられたと、それだけのことやと思うんです。だから、二人の責任者が必要なかどうかということも含めて結論を出せばいいと思いますけれども。

○委員長（松本健治） ほかの委員の方はどうでしょうか。はい。

○委員（垣内秋弘） ちょっと中身が、私は文教厚生常任委員会に出ていなかったんで、ちょっとそこら辺のいきさつはわかりませんねんけれども、教育委員会の部署に関する議案なり議論の中では、要するに教育長でいけるんじゃないか、副町長は要らんのじゃないかと。一般の議案については、副町長が出て、教育長が要らんじゃないかということでもいいんですか。両方出ていることに違和感を感じるということなんですか。

○委員長（松本健治） 先日の文教の常任委員会では、通常、今までは、私も含めて、傍聴してはいたけれども、違和感なしに見ていたんですけども、谷口整委員から、ほとんど答弁する内容がないわけですね、その立場では。教育長がおれば十分であるという、一番の権限がある立場が教育長でありますから、副町長が出るのはちょっとおかしいんじゃないかという話がありまして、今まで考えたことがなかったけれども、そう言われてみればそうやかと、この間の感じとしては、私も持ちました、傍聴の立場でしたけれども。そのときに副町長にも確認をしたけれども、確かに今までから立場的にどちらかというとお出たほうがいいだろうという気を使って出ておられたかなというふうに私も思ったんですけども、そんな感じで、この間の議論は終わっていました。きょう改めて提起をいただきまして、今後の議会運営の中でどうしたらよいかという再提起をいただいたということです。確かに、その場では、ほかの部課長クラスはかわるわけですよ。そのときに一緒にかわっていただいたらどうかなということになると思います。谷口委員。

○委員（谷口 整） ちょっと補足をさせていただきますけれども、教育委員会については、たしか地方教育行政法の中で、教育委員会の職務、はたまた今度、町長部局の職権やったが職務やったか、きちっと分けられているんです。町長部局に属する者は、例えば大学の関係、私学の関係、予算の執行、契約の関係等が町長部局の属する権限やったというふうに理解しているんですが、あと教育のほとんどの内容は教育長の権限なんです。それでいきますと、この間の委員会の報告審査の内容は全て教育長で事足りる内容なんです。そこに来て、教育長と町長、副町長とありますけれども、副町長と教育長というのは同列で、副町長の下に教育長がいるわけじゃないんで、副町長がここにおられても、その審査で答えていただくことがまずないんです。そんな状況の中で、どうなんですかということをお聞きしたわけです。

ですので、権限にない人がいてもしゃあないやろうと。だから、そこらは一定整理をしてほしいということをおっしゃっているわけで、先ほど副町長のお答えの中で、議会のほ

うがいいんやったら別に出んでもええのかなというような感じのお答え方やったと思うんですけども、私が申し上げているのはそういうことじゃないんですよ。だから、どういう権限で出てはるねん、はたまた、出えへんのやったら、どういうこと出ないでいいねんという、きちっとした権限に属する問題で一定整理をまずしてもらって、それでまず結論を出す中で、次に、先ほど出ていましたような配慮として、出んなんのか出えへんのかというのは、まあまあ次の話なんですよ。だから、まずは教育長と副町長、まあ町長部局の権限ですね、それを整理していただいて、まず一定結論を出してもらいたいなということをお願いしているわけです。

○委員長（松本健治） ただ、今のご説明の中でもありましたけれども、私どものこの議会で分けている特別委員会の文教厚生の中……。

（「常任委員会です」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） 常任委員会、その中で、町部局のほうから確認はせんなんという内容も中にはあるでしょう。だから、その辺が全く全てフラットでノーというわけじゃないですよ。だから、この場合をどうするかということもあると思うんですよ。谷口委員。

○委員（谷口 整） ですので、町のほうで一定そこは整理をしていただいてということ。

まず、議会の答弁、説明員は、議長が町長に対して説明員の出席要請をされると思うんですけども、それを受けて判断されるのは町のほうで、誰が出なければならぬ、誰が出たらいけないというものではないわけですね。ただ、くどいようですけども、権限のない者が出ることは、これはもう間違いなんで、だから、そのことをずっと申し上げているわけなんで。必要ならば、当然町長のかわりとして副町長が出られることも、これは必要やと思うんです。逆に言えば、必要でないところに出てもらうこともないかなということをお願いしているんです。

○委員長（松本健治） それじゃ、一応ちょっと今ご提案いただいている内容で、文教厚生常任委員会で、この間の議論の経過ですけども、町当局側として、この件について、出席云々という内容については、もう一回ちょっと確認いただけますか、中で。そういうことでお願いします。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それでは、それ以外に内容についてご発言ある方はお願いをします。久野村部長、どうぞ。

○総務部長（久野村観光） 失礼いたします。

その他の項目でございますが、あすの全員協議会での報告内容でございます。

建設工事等の請負契約の状況、1,000万円以上になるわけでございますが、この報告につきまして、あすの全員協議会でご報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（松本健治） 今、部長のほうから、建設工事請負契約の1,000万円以上についてございましたけれども、その他ございませんか。副町長。

○副町長（田中雅和） 実は人権擁護委員さんの件なんですけれども、人権擁護委員さんのうち、お一人、谷川さんなんですけれども、任期が来年の6月30日で満了となります。それにつきまして、先ほどの議題に上がりました3月議会について、よろしくお願いいたしますというふうに思います。

6月の末なのになぜ3月かということなんですけれども、人権擁護委員さんにつきましては、議決をいただいた後、候補者として法務大臣のほうに推薦するという手続になっております。最終的には法務大臣の委嘱決定ということになりますので、その間いろいろ諸手続に約3カ月ほどかかりますので、そういったことからして、6月30日の満了なんですけれども、3月議会のほうでお願いしたいと。こんなふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（松本健治） 人権擁護委員の谷川さんの任期の関係で次回に予定をされているということでございます。よろしいですか。

それでは、議会運営委員会を閉会したいと思います。ありがとうございました。

閉 会 午前10時55分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長                      松   本   健   治